

愛媛労働局発表  
平成28年6月27日

## 【担当】

愛媛労働局労働基準部 監督課  
監督課長 中井 裕司  
主任監察監督官 森 憲之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 平成27年の定期監督等の実施結果について

—2,349事業場を監督、違反率74.4%—

愛媛労働局(局長 天野 敬)及び管下5労働基準監督署では、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成27年に管下5労働基準監督署が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

(注) 定期監督等とは、労働災害発生状況、過去の監督指導歴、各種の情報等に基づいて選定した事業場に対して、労働基準監督官が実施する立入等検査のこと。

### 〈 平成27年の定期監督等の実施結果の概要 〉

#### 1 実施事業場数は2,349事業場 表1参照

- 27年に定期監督等を実施した事業場数は、2,349事業場である。
- 業種別に見ると、製造業(工場等)832事業場、建設業(建設工事現場等)601事業場、商業(小売店等)392事業場等となっている。

#### 2 違反率は74.4% 表1参照

- 27年の違反率は74.4%で、26年の75.1%を0.7ポイント下回っている。
- 業種別(年間100件以上実施した業種に限る。)に見ると、高い順に、運輸交通業(道路貨物運送業、バス・タクシー等)88.4%、商業(小売店等)78.1%、製造業73.2%、建設業70.9%等となっている。

#### 3 主な法違反は、安全基準516件、健康診断479件、労働時間441件等 表2参照

- 機械、荷役運搬機械、建設機械、仮設物(型枠、足場等)等の安全措置が講じられていない事業場が多い。
- 健康診断を実施していない事業場、長時間労働や不適切な労働時間管理の事業場も多く認められた。

#### 【今後の方針】

今後とも、労働条件や安全衛生をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、重大な法令違反や、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。

特に、過重労働に関しては、昨年 11 月の「過重労働解消キャンペーン」での重点監督の結果、約 3 割の事業場で違法な時間外・休日労働が認められ、約 1 割の事業場で 1 か月あたり 100 時間を超えるものが認められました。このため、平成 28 年においても引き続き重点として、監督指導、説明会等の集団指導、各企業への労働時間の自主点検の実施のほか、労使経済団体等や企業トップに対する働き過ぎ防止に関する要請等を通じ、その気運の醸成も図っていきます。

参考：平成 28 年度の監督行政にかかる行政運営について（抜粋）

#### ①働き過ぎ防止に向けた取組の推進

過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等にかかる労働基準法の規定の履行確保を図ります。特に、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される場合は、重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な事案には厳正に対処します。

○過重労働による健康障害が懸念される事業場に対する重点的な指導

#### ②労働条件の履行確保・改善対策

働く人が活躍しやすい職場環境にするためには、経済情勢や労働者の雇用・就業形態に対応した基本的労働条件の枠組みやその管理体制の確立を図ったうえで、法定労働条件の履行を確保することが必要であり、労働基準関係法令を遵守するよう指導し、これを定着させていくことが重要です。

○賃金不払残業防止のための労働時間管理徹底に向けた指導

○時間外・休日労働協定（36 協定）の適正な締結及び届出に向けた指導

○特定の分野（自動車運転者、技能実習生等外国人労働者、介護労働者、障害者である労働者等）における労働条件確保改善のための労働基準関係法令遵守徹底に向けた指導

○解雇・賃金不払等に係る申告への迅速かつ的確な対応

○未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

○「労災かくし」排除のための周知・啓発、悪質事案に対する厳正な対処